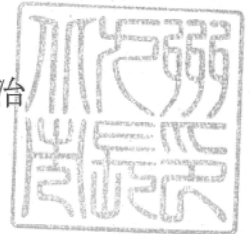


資料 5

北九企総総第1142号
令和4年6月10日

公立大学法人北九州市立大学評価委員会
委員長 安 浦 寛 人 様

北九州市長 北 橋 健 治



中期目標に係る意見について

中期目標を定めるにあたり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

※地方独立行政法人法第25条第3項

設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。